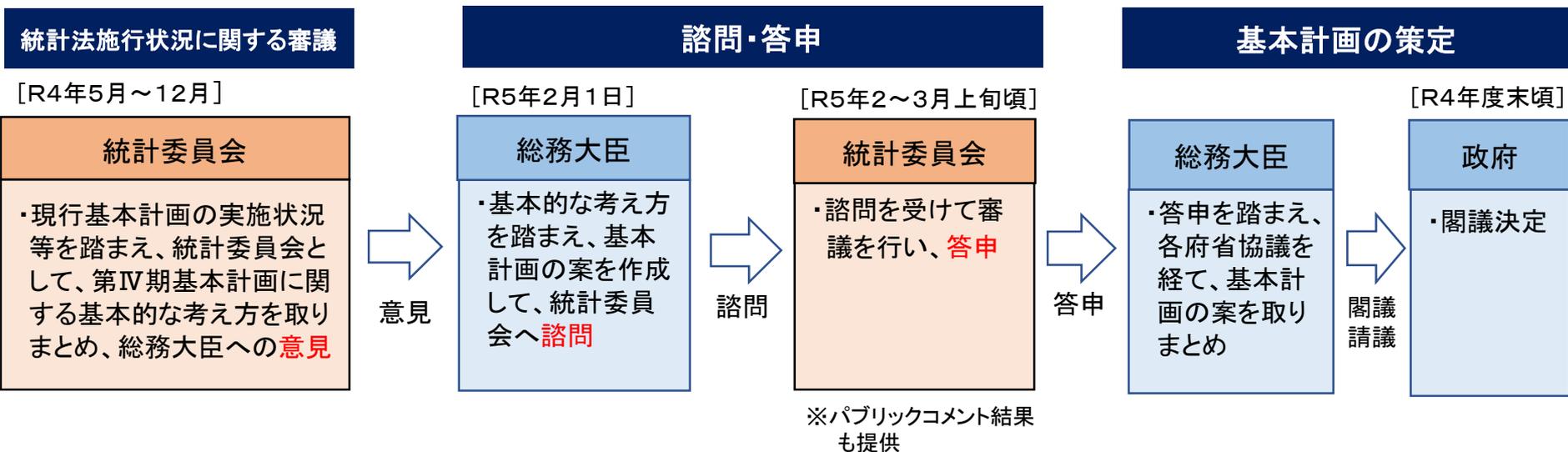


第Ⅳ期公的統計基本計画の案について

- 「公的統計の整備に関する基本的な計画」は、統計法第4条の規定に基づき定める公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画であり、社会経済情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年ごとに見直し
- 新たな基本計画（第Ⅳ期基本計画）は、令和5年度を始期とする5か年の計画
- 今回の諮問案は、
 - ・ 統計委員会が現行基本計画の取組状況や社会経済情勢の変化等を勘案して取りまとめた意見（「第Ⅳ期基本計画に関する基本的な考え方～第Ⅲ期基本計画の実施状況等と第Ⅳ期基本計画の基本的方向性（令和4年12月27日）」）を踏まえて作成
 - ・ 構成、内容は意見を基本的に踏襲（ただし、一部追加した事項等あり）
- 今後、統計委員会において審議の上、審議結果を答申 ※総務省にて別途行うパブリックコメントの結果も提供
総務大臣は、答申を踏まえて基本計画の案を取りまとめ、本年度末頃までに閣議での決定を求める予定

[これまでの審議と今後の予定]



第Ⅳ期公的統計基本計画の案の構成

第1 施策展開に当たっての基本的な方針

- 1 第Ⅳ期基本計画策定の基本理念
- 2 第Ⅲ期基本計画とその実施状況の振り返り
- 3 第Ⅳ期基本計画における施策展開の基本的な視点

第2 公的統計の整備に関する事項

- 1 国民経済計算の精度向上・充実
 - (1) 第Ⅲ期基本計画に掲げられた令和12年度(2030年度)に向けた改革
 - (2) 令和12年度(2030年度)に向けた取組: 二つの柱
 - (3) 未来に向けた先行投資
 - (4) 基礎統計との連携の必要性和統計委員会の役割
- 2 経済統計の体系的整備の推進
 - (1) 経済構造を把握する統計の整備
 - (2) サービス産業・企業関連統計の整備
 - (3) 経済統計作成の改善に向けた取組
- 3 経済活動のグローバル化に対応した統計の整備、国際比較可能性の向上、国際貢献
 - (1) 経済活動のグローバル化に対応した統計の整備
 - (2) 国際比較可能性の向上、国際貢献
- 4 人口や暮らしに関する統計の整備
- 5 統計の比較可能性の確保等の取組
- 6 統計各分野の取組
 - (1) 雇用・労働環境に関する新たな統計の整備等
 - (2) 環境に関する統計の整備・改善
 - (3) 観光に関する統計の精度向上
 - (4) 建設・不動産に関する統計作成の改善
 - (5) 農林水産統計のデジタル技術等による改善
 - (6) 教育に関する統計の作成プロセスの整備

第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備

- 1 統計作成・提供・利用を通じた総合的品質確保・向上の基本的考え方
- 2 統計利活用の推進基盤の改善・強化を通じた統計の有用性確保・向上
 - (1) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進
 - (2) 調査票情報等の提供及び活用
 - (3) EBPMの推進・統計の活用の促進
- 3 PDCAサイクルの確立による統計の信頼性の確保
 - (1) PDCAサイクルの定着
 - (2) 品質優先の組織風土の定着に向けたマネジメント能力の向上
 - (3) 災害・感染症等の発生時における対応
- 4 統計基盤のデジタル化の推進
- 5 統計リソースの確保・人材育成
 - (1) 統計リソースの確保
 - (2) 統計人材の育成
 - (3) 地方公共団体との連携・支援
 - (4) 中央統計機構の機能向上
- 6 国民の支持・理解が得られやすい統計作成への取組
 - (1) 報告者負担への配慮
 - (2) 統計調査の環境整備、国民全体の統計に対する理解増進

第4 基本計画の推進

- 1 基本計画の推進に必要な事項
- 2 基本計画の推進体制
- 3 基本計画のフォローアップ

参考 公的統計の整備におけるデジタル化への対応

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

(参考) 統計法(平成19年法律 第53号)(抜粋)

(基本計画)

第四条 政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針
- 二 公的統計を整備するために政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 その他公的統計の整備を推進するために必要な事項

3 基本計画を定めるに当たっては、公的統計について、基幹統計に係る事項とその他の公的統計に係る事項とを区分して記載しなければならない。

4 総務大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴いて、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 総務大臣は、前項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、総務省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

6 政府は、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、及び公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。この場合においては、前二項の規定を準用する。

7 統計委員会は、基本計画の実施状況を調査審議し、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため必要があると認めるときは、総務大臣又は総務大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。

8 総務大臣又は関係行政機関の長は、前項の規定による勧告に基づき講じた施策について統計委員会に報告しなければならない。